

総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に
関する関係閣僚会議の開催について

〔令和5年8月25日
閣議口頭了解〕

1. 防衛力の抜本的強化を補完し、それと不可分一体のものとして、研究開発及び公共インフラ整備の分野における取組を関係省庁の枠組みの下で推進し、総合的な防衛体制を強化するため、総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官
構成員 経済安全保障担当大臣
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）
内閣府特命担当大臣（科学技術政策 宇宙政策 経済安全保障）
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
防衛大臣

3. 議長は、会議の議事が研究開発に関するもの場合は、経済安全保障担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策 宇宙政策 経済安全保障）、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣を出席させるものとする。

4. 議長は、会議の議事が公共インフラ整備に関するもの場合は、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣及び防衛大臣を出席させるものとする。
5. 会議の庶務は、内閣官房において処理する。
6. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。